＜保護者用＞

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

（なお、登園のめやすは、お子さまの全身状態が良好であることが基準となります。）

**《インフルエンザ**と診断された場合**》**

**登 園 届** （保護者記入）

　　ひなた保育園　施設長殿

児童名

* 病名「　　　　　　　　　　　　　　　　　　」
* 年　　　　月　　　　日　医療機関名「　　　　　　　　　　　　　　　」において

診断されました。

* 月　　　日に発熱(発症)しましたが、　　　月　　　　日には解熱（平熱に戻る）し、症状が回復しましたので、登園します。

保護者名

　　　2018年改訂版　保育所における感染症対策ガイドライン　「厚生労働省」を参考にし、登園届に変更

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
| インフルエンザ | 症状がある期間  （発症前24時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い） | 発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過するまで |

**◎出席停止の日数の数え方について**

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第１日とします。「解熱した後３日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数に数えず、火曜（1日）、水曜（２日）、

木曜（３日）の３日間を休み、金曜日から登園許可ということになります（図）。

**図「出席停止期間：解熱した後３日を経過するまで」の考え方**

日曜日　　　月曜日　　　火曜日　　　　水曜日　　　　木曜日　　　　金曜日　　　　土曜日

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **解 熱** | １日目 | 2日目 | 3日目 | 出席可能 |  |

　また、インフルエンザにおいて「発症した後５日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第１日と数えます。

水曜日　　　　木曜日　　　　金曜日　　　　土曜日　　　　日曜日　　　　月曜日　　　火曜日

５　　日

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **発　症** |  |  |  |  |  |  | 出席可能 |

発熱の症状が出現

　　《学校保健安全法施行規則第19条における出席停止の期間の基準》